



令和3年度次世代育成支援特別助成事業 募集要領

1 事業の趣旨・目的

この助成事業は、兵庫県青少年本部創立50周年を記念して、「夢がある 一人ひとりが輝いて」のテーマを目標に、次世代育成の基礎となるような国際交流、人材育成などのプログラムの事業化を応援することを目的とする。

2 助成対象団体等

子ども・若者の健やかな成長を願って前向きに取り組んでいる団体・グループであって、次の条件を満たしていること。

- (1) 兵庫県内に活動拠点を有し、代表者が明確で、規約又は会則があること。
(申請を機に作成は可)
- (2) 規約・会則の中に子ども・若者の健全育成の趣旨が記載されていること。
- (3) 5名以上の会員またはスタッフがいること。
- (4) 宗教活動や政治活動を目的としていないこと。
- (5) 暴力を用いる反社会的行動をしていないこと。
- (6) 活動が公共の福祉に反していないこと。
- (7) 過去に次世代育成支援特別助成事業の助成を受けていないこと。

3 助成対象事業

本助成事業の趣旨・目的に沿った、以下の部門からの企画・提案事業を幅広く対象とする。

- (1) **国際交流部門**
新たな時代を迎え、国内外を問わず、日本と外国の青少年が共に生きるための国際理解、国際感覚・意識を向上させる事業
- (2) **人材育成部門**
青少年育成や青少年活動に貢献できる次世代の人材を育成する事業
- (3) **コミュニケーション部門**
演劇、音楽、手話等や、新たなツールを活用し、青少年の自己表現やコミュニケーション能力を高める事業

4 助成対象外事業等

次のいずれかの事業等については、対象から除外することとする。

- (1) 国、県、市町から助成を受けている事業
- (2) 他の団体に対する補助・委託を目的とした事業
- (3) 団体本来のメンバーシップ事業（一般からの参加者募集をせず、その団体の構成員のみを対象とした事業）
- (4) 青少年本部の助成（子どもの冒険ひろば、一般助成等）との併用実施事業
- (5) 常設して行う事業実施場所の維持管理・運営経費等

5 助成の金額及び事業実施の対象・募集期間

- (1) 助成金額

1事業に対して30万円を限度とする。(千円未満は切り捨て)

なお、助成額の7割までは前金(概算払)で支払うことができるが、採択された事業にあっても、事業実績対象額が内示額に満たない等の場合には、助成額は減額となる。前金(概算払)で助成金が先に支払われ、事業実施後に助成額が減額となった場合はその差額を返金すること。

(2) 事業採択数
3事業程度

(3) 事業実施対象期間
令和3年7月1日(木)から令和4年3月31日(木)まで

(4) 募集<申請書受付>期間
令和3年4月15日(木)から同年5月25日(火) ※必着

6 対象となる経費

事業実施に必要な経費。

ただし、別に設置する審査委員会(以下「審査委員会」という。)においてプレゼンテーション審査を行い、審査委員会で承認された経費(金額)であること。

※注1: 事業の参加者及びスタッフ個人にかかる食費は基本的に対象外とする。但し事業実施にあたり不可欠となる場合など、審査委員会での承認を経て、対象とする場合がある。

※注2: 事業で販売等を行い、売り上げを得る場合は、販売等に関連する費用(材料費・レンタル料・その他)の一切は対象外とする。

7 募集要件・手続き

(1) 応募要件等

上記、2「助成対象団体等」、3「助成対象事業」の要件を満たしていること。

(2) 応募手続き

ア. 応募をしようとする団体等は、以下の申請書類を青少年本部に提出すること。

- ① 次世代育成支援特別助成事業申請書(様式第1号)
- ② 事業計画書(別紙1)
- ③ 収支予算書(別紙2)
- ④ 定款又は規約などの会則
- ⑤ 役員・構成員名簿
- ⑥ 活動実績のある団体については前年度決算書(新設団体については団体の事業計画・予算書)
- ⑦ その他(申請する事業の概要・計画を補足する資料、団体の活動(計画含む)がわかるパンフレットや事業のチラシなど) ※様式自由

イ. 提出された申請書等は返却しません。また、申請書類の記載内容は、当該審査

以外には使用することはありません。

8 審査等

(1) 審査方法

提出書類による書類審査（1次審査）を実施する。1次審査通過者について、審査委員会において、プレゼンテーション審査を行い決定する。

1次審査通過者は、6月上旬に開催するプレゼンテーション審査に必ず出席すること。

(2) 審査結果

審査結果は、当該助成金の交付を申請した者に対し通知する。採択された者には次世代育成支援特別助成事業決定通知書（様式第2号）により通知する。

(3) 通知後の助成金額の増額変更は認めない。

9 助成事業の変更、中止又は廃止について

(1) 助成事業決定通知を受けた団体等は、次に掲げる変更を行おうとする場合は次世代育成支援特別助成決定内容変更承認申請書（様式第3号）、又は次世代育成支援特別助成事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を提出すること。

ア. 助成事業の内容の変更

※変更のある場合には、事前に担当者に連絡し、書類提出の可否を確認すること。

イ. 助成事業の中止または廃止

(2) 前項の申請に対し申請事項を承認すべきものと認めた時は、その旨を次世代育成支援特別助成事業変更承認通知書（様式第5号）、又は次世代育成支援特別助成事業中止（廃止）承認通知書（様式第6号）により、申請者に通知します。

(3) 変更承認申請書の提出がない場合、申請時にない経費は認められない場合があります。

10 助成事業の実績報告及び助成金額の確定と支払

(1) 事業実績報告書の提出

事業完了後1ヶ月以内、又は令和4年4月20日（水）のいずれか早い期日までに次世代育成支援特別助成事業実績報告書（様式第7号）、事業内容がわかるチラシ及び事業記録としての写真（データ）を提出すること。

(2) 証拠書の添付

上記事業実績報告書に、対象事業経費にかかる証拠書（レシート・領収書・払込書等）を添付すること。

(3) 特別助成事業費の確定

ア. 特別助成事業実績報告書の提出を受け、適正と認めたときは、助成対象事業費

及び助成費を確定し、次世代育成支援特別助成事業助成金確定通知書（様式第8号）により通知する。

ただし、確定した助成金額が、交付決定額と同額であるときは、通知を省略する。

イ. 申請額よりも対象経費額が下回った場合、対象経費分のみを助成対象とします。

（4）請求及び支払

助成団体から次世代育成支援特別助成事業助成金請求書（様式第9号）の提出を受け、これに基づいて申し出の銀行口座等により事業費を支払う。

前金（概算払）での支払いを希望する団体は、次世代育成支援特別助成事業決定通知書（様式第2号）を受け取った後、次世代育成支援特別助成事業助成金概算請求書（様式第10号）を提出すること。当本部内で概算請求額が適正と認められた場合に限り、申し出の銀行口座等により概算請求金額を支払う。

事業実施後の助成金の確定金額が概算請求金額を上回る場合は、支払った概算請求金額と相殺した差引金額について、次世代育成支援特別助成事業助成金請求書（様式第9号）の提出を受け、これに基づいて申し出の銀行口座等により事業費を支払う。

ただし、事業実施後の助成金の確定金額が支払った概算請求金額を下回る場合は、その差額を助成金の確定日から1ヶ月以内に当本部の指定する口座に返金すること。

（5）帳簿等の具備

助成団体等は、特別助成事業にかかる収支を記載した帳簿、又はこれに類する書類を具備すること。また、事業実施後もしくは事業実施前でも、当本部がこれの提出を求めた場合には、速やかに提出すること。

1 1 活動助成事業の公表等

助成団体は、プログラム、チラシなどに当事業のロゴマークを記載するなど「ひょうご子ども・若者応援団事業」の助成事業であることを明記すること。

助成事業の実績は、青少年本部の広報媒体等で公表する場合がある。

1 2 提出先（問合せ先）

次世代育成支援特別助成事業申請書は、兵庫県青少年本部「ひょうご子ども・若者応援団」へ持参又は郵送により提出すること。

〒650-0011

神戸市中央区下山手通4丁目16番3号 兵庫県民会館8階

公益財団法人兵庫県青少年本部

ひょうご子ども・若者応援団 清見、和田、西村(由)

電話 078-891-7410 FAX 078-891-7418

E-mail ouendan@seishonen.or.jp